(C)東奥日報社

寄稿

JASRACの新しい取り扱い

今　雅人

本県が全国のモデルに

著作権処理がなされている市販の楽譜やCD等の録音物は、著作権者の許諾を得なくても図書館に寄贈できる。しかし、県音楽資料保存協会が収集し、県立図書館へ寄贈することによって保存を進めている郷土の貴重な音楽資料は著作権処理のなされていないものが多い。このような資料をそのまま県立図書館に寄贈することは著作権法違反になる。

寄贈にあたっては、作詞者や作曲者等に許諾を求める作業が必要になってくる。ここに立ちふさがるのが、郷土の音楽資料の著作権の大半を管理するJASRAC（日本音楽著作権協会）だ。作詞者や作曲者の多くが自分の著作権の管理をJASRACに委託している。著作権の消滅するその人の死後50年まで、これまでの作品はもとより、これから生み出される作品の著作権までをJASRACが管理する仕組みになっている。

著作権未処理の郷土の音楽資料を県立図書館に寄贈するためには、JASRACの許諾を得て、使用料規定に定められた使用料を支払わなければならない。このようなケースが多いのだが、すべての著作権未処理の音楽資料について、それぞれ使用料を支払っていたのでは膨大な金額になり、ボランティア団体の私たちには、とても支払えるようなものではなくなる。そのことで貴重な音楽資料の多くが県立図書館に寄贈・保存できないという困った事態が生じる。

県音楽資料保存協会が収集し、県立図書館に寄贈された郷土音楽資料の一部

そこで、県立図書館への寄贈を妨げる使用料の取り扱いを検討する話し合いが、昨年の秋から、県音楽資料保存協会とJASRACとで持たれることになった。JASRACの窓口業務の責任者も「これは初めて直面するケースだ」と話された。これはつまり、全国各地にJASRAC管理の著作権未処理の貴重な音楽資料があっても、図書館等に保存されず放置されているか、あるいは無許諾という法律違反を犯して保存を進めているかのどちらかだということを意味するものだ。日本の音楽保存行政の未整備な状況が浮き上がってきた。

そこで県音楽資料保存協会とJASRACとで音楽資料保存の仕組みが検討され、次のような新しい取り扱いが生まれた。県音楽資料保存協会と県立図書館の連携による音楽資料の保存事業に対して、作詞者・作曲者等の同意があれば、彼らの著作権を管理するJASRACは、無償で県立図書館への音楽資料の寄贈を認めるというものだ。

この新しい取り扱いのテストもおこなわれ、県音楽資料保存協会とJASRACとの連携がうまくいくことも確認された。いよいよ県立図書館にJASRAC管理の著作権未処理の楽曲も適法に寄贈され、保存・利用できることになった。

ここでJASRACは粋なはからいをしてくれた。青森県内はもとより全国各地で、同じように著作権未処理のJASRAC管理の音楽資料を公的機関に寄贈・保存していきたいという要望が出てくることが予想される。もし青森県立図書館でおこなわれているのと同様の形態であれば使用料を求めず、同じ取り扱いのもと、寄贈・保存・利用の流れを認めるというものだ。青森県立図書館でおこなわれている郷土の音楽資料の保存事業が全国のモデルケースとなり、日本の音楽保存行政の先頭を青森県が走ることになったのだ。

（県音楽資料保存協会事務局長）

無断複製・転載を禁じます